

【資料】

むつ市いのちを支えるこころの健康づくり計画推進委員会設置要綱

（設置）

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、生きるための包括的な支援を推進することにより、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、むつ市いのちを支えるこころの健康づくり計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1）自殺対策の推進に係る計画の策定及び進捗管理に関すること。
- （2）自殺対策に関する関係部署の調整及び推進に関すること。
- （3）自殺対策に関する情報の収集及び連絡に関すること。
- （4）自殺対策に関する関係行政機関及び関係団体との連携の強化に関すること。
- （5）その他自殺対策の総合的な推進に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、健康福祉部長をもって充て、副委員長は健康福祉部次長をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1及び別表第2に掲げる職員をもって充てる。

（委員長及び副委員長の職務）

第4条 委員長は、委員会を代表し、委員会を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員は、委員長の許可を受け、委員以外の者を代理出席させることができる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは委員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（事務局）

第6条 委員会の事務局は、健康づくり推進課に置く。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に

定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月 5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5年 6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6年 4月 1日から施行する。

別表第1

健康福祉部長、健康福祉部次長、総務部次長、政策推進部次長、財務部次長、市民生活部次長、子どもみらい部次長、産業政策部次長、都市整備部次長、建設技術部次長、上下水道局次長、教育委員会次長

別表第2

川内庁舎市民生活課長、大畑庁舎市民生活課長、脇野沢庁舎総合課長

むつ市いのちを支えるこころの健康づくりネットワーク協議会設置要綱

平成30年12月21日

むつ市告示第122号

（設置）

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）の規定に基づき、関係機関と連携し、生きるための包括的な支援を推進することにより、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、むつ市いのちを支えるこころの健康づくりネットワーク協議会（以下「ネットワーク協議会」という。）を置く。

（協議事項）

第2条 ネットワーク協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 市町村自殺対策推進計画の策定又は変更等に関すること。
- (2) 自殺対策のための関係機関との連携強化及び情報交換に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自殺対策の推進に関し必要な事項

（組織）

第3条 ネットワーク協議会は、委員20人以内で組織する。

（委員）

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健、医療及び福祉関係者
 - (2) 教育関係機関に所属する者
 - (3) 商工労働関係機関の職員
 - (4) 警察及び消防機関の職員
 - (5) 法律に関する専門的知識を有する者
 - (6) 自殺対策に関する活動を行う民間の団体に所属する者
 - (7) 保健、医療及び福祉に関する活動において地域を代表する者
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める者
- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（会長及び副会長）

第5条 ネットワーク協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は会務を総理し、ネットワーク協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 ネットワーク協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただ

し、委員の委嘱後、最初の会議は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 ネットワーク協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 前3項の規定にかかわらず、会議の開催に当たり、災害又は感染症の発生等により、委員を招集できない事情が生じた場合は、協議事項を郵送する方法等による書面会議を行うことができる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて説明若しくは意見を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 ネットワーク協議会の庶務は、健康福祉部健康づくり推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和2年11月27日告示第203号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和6年4月1日告示第97号)

この要綱は、告示の日から施行する。

むつ市いのちを支えるこころの健康づくりネットワーク協議会委員名簿

分 野	構成団体・所属等	氏 名	備 考
医 療 ・ 保 健 ・ 福 祉 関 係 機 関	一般社団法人 むつ下北医師会	三 上 史 雄	会長
	青森県薬剤師会 むつ下北支部	新 山 英 希	
	下北地域県民局地域健康福祉部 保健総室（むつ保健所）	蓬 畑 恵 久 美	
	むつ総合病院 メンタルヘルス科	工 藤 愛 輝	
	社会福祉法人 むつ市社会福祉協議会	室 舘 篤	
学 校 関 係 機 関	むつ下北学校保健会	竹 川 康 則	副会長
警 察 ・ 消 防 機 関	むつ警察署	三 浦 優 也	
	下北地域広域行政事務組合 消防本部	倉 内 健 次	
労 働 関 係 機 関	むつ下北地域産業保健センター	佐 藤 節 雄	
	むつ商工会議所	角 野 一 恵	
法 律 関 係 機 関	法テラスむつ法律事務所	河 野 正 嗣	
地 域 関 係 団 体	むつ市民生委員・児童委員協議会	福 嶋 雄 次 郎	
	むつ市保健協力員「あゆみの会」	村 中 祐 美 子	
	むつ市保健協力員 川内地区	川 野 妙 子	
	むつ市保健協力員 大畑地区	玉 内 三 枝	
	むつ市保健協力員 脇野沢地区	角 谷 恵 子	
	むつ市老人クラブ連合会	布 施 勝 大	
	むつ市連合 PTA	岩 渕 崇	
	精神保健福祉・傾聴ボランティアグループ 「スマイル」	向 井 仁	
	特定非営利活動法人 むつ下北子育て支援ネットワークひろば	小 川 千 恵	

委嘱期間 令和5年4月1日～令和7年3月31日

一部前任者の残任期間で委嘱

自殺対策基本法

(平成十八年六月二十一日)

(法律第八十五号)

第百六十四回通常国会

第三次小泉内閣

自殺対策基本法をここに公布する。

自殺対策基本法

目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（平二八法一一・一部改正）

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に

終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(平二八法一一・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(平二八法一一・一部改正)

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(平二八法一一・旧第五条繰上)

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(平二八法一一・旧第六条繰上・一部改正)

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(平二八法一一・追加)

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

- 2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(平二八法一一・追加)

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(平二八法一一・追加)

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(平二八法一一・旧第七条繰下)

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(平二八法一一・旧第九条繰下)

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

(平二八法一一・旧第十条繰下・一部改正)

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(平二八法一一・追加)

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(平二八法一一・追加)

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を

定めるものとする。

(平二八法一一・追加)

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

(平二八法一一・追加)

第三章 基本的施策

(平二八法一一・旧第二章繰下)

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(平二八法一一・旧第十一条繰下・一部改正)

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十三条繰下・一部改正)

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養^{かんよう}等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍す

る児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

（平二八法一一・旧第十四条繰下・一部改正）

（医療提供体制の整備）

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体への傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

（平二八法一一・旧第十五条繰下・一部改正）

（自殺発生回避のための体制の整備等）

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

（平二八法一一・旧第十六条繰下）

（自殺未遂者等の支援）

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（平二八法一一・旧第十七条繰下・一部改正）

（自殺者の親族等の支援）

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（平二八法一一・旧第十八条繰下・一部改正）

（民間団体の活動の支援）

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

（平二八法一一・旧第十九条繰下・一部改正）

第四章 自殺総合対策会議等

（平二八法一一・旧第三章繰下・改称）

（設置及び所掌事務）

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置

く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(平二七法六六・一部改正、平二八法一一・旧第二十条繰下・一部改正)

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(平二七法六六・一部改正、平二八法一一・旧第二十一条繰下・一部改正)

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

(平二八法一一・追加)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一八年政令第三四三号で平成一八年一〇月二八日から施行)

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の

規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二八年三月三〇日法律第一一号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。